

有料無料職業紹介事業許可有効期間更新申請提出書類一覧表【個人】

		提出書類				
		正本	コピー <small>労働局保管用</small>	コピー <small>事業主控</small>	合計必要部数	派遣と同時申請時
提出様式	① 職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第1号）	○	○	○	3	
	② 職業紹介事業計画書（様式第2号） ※複数事業所を申請する場合、事業所ごとに作成	○	○	○	3	◎

添付書類	申告納税制度関係		合計必要部数	派遣と同時申請時		
	①					
	【青色申告の場合】 最近の納税期における貸借対照表及び損益計算書（所得税青色申告決算書）	○	○	—	2	★
	【白色申告または青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合】 ・土地・建物に係る不動産登記事項証明書（◆）及び固定資産税評価額証明書 ・現金・預金に係る預金残高証明書 ・（負債がある場合）金融機関の貸付金残高証明書	◆ ○	◆ ○	—		
	② 最近の納税期における所得税の納税申告書（第一表）	○	○	—	2	★
	③ 納税証明書（その2 所得金額用）	○	○	—	2	★
	④ 職業紹介責任者講習会の受講証明書 <small>許可の有効期間が満了する日の前5年以内の修了に限る</small>	○	○	—	2	
	⑤ 業務の運営に関する規程	○	○	—	2	

★印：同時に労働者派遣事業の許可有効期間更新を申請する事業主又は同時に労働者派遣事業の許可申請をする事業主の場合等、同一の内容に限り書類を省略することができます。

◎印：複数事業所について申請する場合、事業所ごとに作成が必要です。

◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

手数料	収入印紙 18,000円×職業紹介事業を行う事業所数 ・収入印紙は郵便局等で購入 ・収入印紙は申請書に貼付せず持参してください。
提出期限	許可有効期間満了日の3か月前まで

変更届や事業報告書が提出されていない場合は、更新申請前に提出する必要があります。

【お願い】令和2年3月30日付け改正職業安定法の施行に伴い、現在、青少年の雇用の促進等に関する法律の指針に基づく取扱職種の範囲の届け出を行っている場合、許可更新申請時に併せて、取扱職種の範囲等の変更手続き（様式第6号）をお願いします。

職業紹介事業の許可有効期間の更新申請をされる事業主の方へ（個人）

職業紹介事業許可有効期間の更新申請をされる場合の財産的基礎の要件の審査方法は次の通りです。

最近の事業年度における決算書類で財産的基礎の要件を確認します。

① 基準資産額※が **350万円** 以上

※基準資産額＝総資産額（繰延資産及び営業権（のれん）を除く）－負債の総額

財産的基礎にかかる計算表（最近の事業年度における貸借対照表等から算出）

資産の総額	－	繰延資産・営業権	－	負債の総額	=	基準資産額
円		円		円		① 円

基準資産額	≥	350万 × 事業所数（ ）
円		円

◎直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合は…

- ①市場性のある資産の再販売価格の評価額が、基礎価額を上回る旨の証明
（例：固定資産税の評価額証明書等）
- ②提出された預金残高証明書により普通預金、定期預金等の残高を確認できる場合
（複数の預金残高証明書を用いる場合は、同一日付のものに限る。）
に限り、当該額を基準資産額又は自己名義の現金・預金の額とします。